



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。

目 次

告 示

	児童倫祉事業等県資補助金父付規程の一部を改正する告示(青少年・子ども家庭課)	
0	歳入の徴収の事務の委託(子育て支援課)	1
0	漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅(水産課)	2
0	防災街区整備事業組合の設立の認可(都市計画・モノレール課)	2
0	一定の一団の土地の区域内の建築物の位置及び構造の認定(建築指導課)	2
	公告	
0	沖縄県平和祈念資料館の臨時休館について(平和援護・男女参画課)	2
0	知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知(道路街路課)	2
	特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告(教育庁教育支援課)	
0	特定調達契約に係る一般競争入札の公告 (教育庁教育支援課)	4
	教育委員会事項	
0	沖縄県教科用図書採択地区の設定	6
	公安委員会事項	
0	警備員指導教育責任者講習の実施	6
0	警備員又は警備員にかろうとすろ者を対象とする検定の実施	8

告示

沖縄県告示第338号

児童福祉事業等県費補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年5月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

児童福祉事業等県費補助金交付規程の一部を改正する告示

児童福祉事業等県費補助金交付規程(昭和48年沖縄県告示第327号)の一部を次のように改正する。 第1条中「民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人」を「公益社団法人、一般社 団法人又は一般財団法人」に改める。

「公益社団法人

別表中「民法法人」を 一般社団法人 に改める。

一般財団法人」

附則

この告示は、平成26年5月30日から施行し、改正後の児童福祉事業等県費補助金交付規程の規定は、平成26年度予算に係る補助金から適用する。

沖縄県告示第339号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を 委託した。

平成26年5月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した徴収事務 保育士登録手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料 の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
- (1) 名称 社会福祉法人日本保育協会
- (2) 所在地 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号
- 3 委託期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

沖縄県告示第340号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、平成22年沖縄県告示第301号で同意の認定をした伊平屋加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成26年5月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第341号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第136条第1項の規定により、防災街区整備事業組合の設立を次のとおり認可した。

平成26年5月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 事業組合の名称 那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合
- 2 事務所の所在地 那覇市樋川2丁目6番1号
- 3 事業施行期間 平成26年5月30日から平成31年3月31日まで
- 4 施行地区 那覇市樋川2丁目、樋川1丁目、松尾2丁目及び壺屋1丁目のそれぞれ一部
- 5 設立認可の年月日 平成26年5月19日
- 6 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載して行う。
- 8 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限 平成26年6月28日
- 9 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 平成26年6月28日

沖縄県告示第342号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第2項の規定により、次のとおり一定の一団の土地の区域 (以下「対象区域」という。)内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成26年5月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 対象区域 名護市字名護1609番ほか8筆
- 2 対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県北部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成26年5月21日 沖縄県指令土第732号

公告

沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則(平成12年沖縄県規則第87号) 第3条第1項第4号の規定により、次のとおり沖縄県平和祈念資料館を臨時に休館する。

平成26年5月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

臨時休館日 平成26年7月15日から同月17日までの間

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同

法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年5月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・6号胡屋泡瀬線及び3・5・沖7号安慶田中線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成20年沖縄総合事務局告示第33号の事業地のうち沖縄県沖縄市胡屋五丁目、胡屋六丁目、安慶田五丁目、高原一丁目及び高原二丁目において事業地を変更し、安慶田四丁目、胡屋七丁目及び字安慶田犬の目原を追加する。
- (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成20年8月7日から平成31年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成26年5月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 調達する物品等の種類 教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れ(設置及び設定業務を含む。以下同じ。)
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成26年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等(電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。)の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第 1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年 間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと を証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄 県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
 - (3) 申請書等の受付期間 平成26年5月30日から同年6月13日まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成29年6月30日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する教育用コンピュータ等 及びアプリケーションソフトの借入れに係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成26年5月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフト(以下「機器等」という。)の借入れ(設置及び設定業務を含む。以下同じ。) 1式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成26年10月31日 (金曜日)
 - (4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 以下のいずれかに該当する者
 - ア 平成26年5月30日付け沖縄県公報定期第4252号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格 及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れに 係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 機器等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成26年6月20日(金曜日)午前12時までに3 (2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできること並びに当該機器等に障害が発生した場合において、本島内にあっては1日以内に、本島外にあっては2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者
 - (3) 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成26年6月20日(金曜日)午前12時までに3(2)の場所に 提出し、当該機器等を納入することを証明した者
- 3 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 平成26年6月2日から同月20日まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
- 4 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成26年7月11日 (金曜日) 午後2時
 - (2) 場所 沖縄県庁13階入札室

- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県教育庁総務課(沖縄県 庁13階)に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除 される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成26年6月2日から同月20日まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県教育庁教育支援課
- 8 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
 - (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時に4(2)の場所へ持参すること。 電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成26年7月10日 (木曜日) 午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
 - Lease of computers for education including sets of application software 1 set
 - (2) DELIVERY DUE DATE
 - Will be specified on our explanatory pamphlet
 - (3) DATE FOR BIDS
 - 2:00 p.m. July 11, 2014

(4) POINT OF CONTACT

Education Support Division, Okinawa Department of Education, 1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan Telephone 098-866-2711

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第16号

沖縄県教科用図書採択地区の設定

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第12条第1項の規定に基づき、沖縄県教科用図書採択地区を次のように定める。

平成26年5月30日

沖縄県教育委員会 委員長 宮 城 奈 々

採択地区名	構成市町村の名称
国頭採択地区	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、宜野座村、金武町、 伊江村、伊平屋村、伊是名村
中頭採択地区	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町
那覇採択地区	那覇市、浦添市、南大東村、北大東村、久米島町
島尻採択地区	糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟 国村、渡名喜村、八重瀬町
宮古採択地区	宮古島市、多良間村
八重山採択地区	石垣市、与那国町
竹富採択地区	竹富町

附則

- 1 この告示は、平成26年5月30日から施行する。
- 2 昭和47年沖縄県教育委員会告示第6号は、廃止する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第57号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成26年5月30日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)
- (2) 講習規則第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)
- 2 講習期間等
 - (1) 新規取得講習

区	分	講習期間	時 間	場所
法第23 第1号に る警備業	条第1項 に規定す 美務	平成26年7月7日(月曜日) から同月14日(月曜日)まで (土曜日及び日曜日を除 く。)	午前9時から午後5時 まで(平成26年7月14 日にあっては、午後3 時55分まで)	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
		【考查】7月14日(月曜日)	午後4時20分から午後 6時まで	

(2) 追加取得講習

区 分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項 第1号に規定す る警備業務	平成26年7月10日(木曜日) から同月14日(月曜日)まで (土曜日及び日曜日を除 く。)	午前9時から午後5時 まで(平成26年7月14 日にあっては、午後3 時55分まで)	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【考查】7月14日(月曜日)	午後4時20分から午後 4時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30人
- (2) 追加取得講習 30人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第1号の警備業務(以下「当該警備業務」という。)に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。
 - ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する一級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「一級検定」という。) に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する二級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「二級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する一級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧一級検定」という。)に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する二級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧二級検 定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務 に従事しているもの
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格 者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。
 - ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 一級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
 - ウ 二級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた 後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 旧一級検定に合格した者
 - オ 旧二級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に 従事しているもの
- 5 受講申込みに必要な書類
 - (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。) 1通
 - (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

- (7) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面 (以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
- (4) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の一級検定に係る合格証明書の写し
- (ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の二級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧一級検定に係る検定合格証の写し
- (オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧二級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明 書

イ 追加取得講習

- (7) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の一級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格 者証等の写し
- (ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の二級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及 び指導教育責任者資格者証等の写し
- (エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧一級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧二級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書 及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

- (1) 受付期間
 - ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成26年6月9日(月曜日)から同月13日(金曜日)までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。
 - イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成26年6月11日(水曜日)から同月17日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 提出先
 - ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察 本部生活安全部生活安全企画課
 - イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察本部生活安全部生活 安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料47,000円又は追加取得講習手数料23,000円は、沖縄県証紙により、 受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。
- 8 その他
 - (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
 - (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
 - (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110(内線3032~3034)又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

沖縄県公安委員会告示第58号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定(以下「検定」という。)を次のとおり実施する。

平成26年5月30日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種別	級	定員	実 施 期 日	場所
施設警備業務	1級	10人		那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂
	2級	10人	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	作絕於言宗中即 O 阿姆里

- 2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 3 試験科目
 - (1) 1級の検定に係る科目
 - ア 学科試験科目
 - (7) 警備業務に関する基本的な事項
 - (4) 法令に関すること。
 - (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
 - (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (4) 施設警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (4) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

- (1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている 者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であ るもの
 - イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員
- 5 受検申請手続
 - (1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、平成26年6月2日(月曜日)から同月6日(金曜日)までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
 - (2) 申請に必要な書類
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 添付書類
 - (7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
 - (4) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4 センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)2葉
 - (ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあっては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面
 - (3) 提出先

- ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課(係)
- イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課(係)
- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。 郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。
- (5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部8階の受付で、検定手続を終える
- (2) 検定当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
- (3) 検定当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。
- (4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号 (098) 862-0110 (内線3032~3034) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

発 行 所沖 縄 県 総 務 部

総務私学課

電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号